

裁 決 書

審査請求人

■■■■市

処分庁

■■■■市長

令和元年■■月■■日付けで■■■■(以下「請求人」という。)から提起された審査請求(令和元年度(審)第91号)について、次のとおり裁決する。

1 主 文

■■■■市長が請求人に対して行った、令和元年10月29日付け生活保護費用徴収金決定処分のうち、1,949,449円を超える部分については、理由があることから、本件処分を取り消す。

2 事案の概要

審理員意見書の別紙1「2 事案の概要」に記載のとおり。

3 審理関係人の主張の要旨

審理員意見書の別紙1「3 審理関係人の主張の要旨」に記載のとおり。

4 理 由

審理員意見書の別紙1の4(3)以下を次のとおりとするほかは、審理員意見書別紙1「4 理由」に記載のとおり。

(3) 本件処分の適法性について

ア 本件処分は、請求人が、本件障害年金(平成27年12月から平成30年4月入金分まで)に係る収入を申告せずに(以下「本件未申告」という。)受給した保護費について、法第78条第1項に基づき、加算額を含めて徴収決定したものである。

イ 本件処分における法第78条第1項の適用について

(ア) 本件障害年金による収入は、法第4条にいう「資産、能力その他あ

らゆるもの」に該当し、保護を受ける要件として当然に活用すべき資力であって、申告する必要があるものである（法第61条参照）。

(イ) しかしながら、請求人は、本件障害年金の受給開始（平成27年12月。前提事実セ）以降に福祉事務所に提出した収入申告書において、「国民年金」を含む「その他の収入」欄の「無」に○を付け、本件障害年金について何ら記載していない（前提事実ケ）。

(ウ) 請求人は、本件障害年金収入の事実を申告していないことが認められるところ、これらの収入申告書に虚偽の内容が含まれていることは福祉事務所の調査（年金所管課への確認）により判明したものと（前提事実サ）であるから、費用徴収通知3の④「課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書が虚偽であることが判明したとき」に該当し、法第78条第1項を適用する場合に当たる。

(エ) この点、請求人は、処分庁から本件障害年金の受給について問われたときにこれを認めており、本件障害年金について収入申告が必要であることは知らなかった（前提事実サ）として、本件障害年金を隠蔽する故意はなかった事情を縷々述べるが、次のとおり、いずれも認めることはできない。

a 請求人は、福祉事務所に受給しているか問われていたのは「国民年金」であって、障害年金ではないと主張する。

しかし、障害年金に係る手続において用いられる各書面には、「年金請求書（国民年金障害基礎年金）」、「国民年金・厚生年金保険年金証書」、「国民年金・厚生年金保険 年金額改定通知書」等、障害基礎年金が国民年金に含まれることが明記されており（前提事実ヒ）、請求人もそのことを認識していたといえる。

そして、福祉事務所において用いられていた収入申告書の様式には、予め「国民年金」、「厚生年金」、「厚生年金基金」、「雇用保険」、「福祉手当」、「児童扶養手当」、「仕送り」、「その他（ ）」等の印字がなされており、これらに該当する収入がある場合はその申告を求める内容となっている。

したがって、請求人は、「国民年金」である本件障害基礎年金について、申告を求められていることは認識していたと評価する他ない。

b 請求人は、■■■■市から受給していた障害者福祉手当について、以前に福祉事務所に申告の必要はないと言われたため、障害年金についても同様に申告の必要性はないと誤認していたと主張する。

しかし、福祉手当について、福祉事務所に上記のような説明

を受けたかどうかはともかく、逆に、福祉事務所長は、収入申告書の様式上、福祉手当についても申告を求めていることが明らかである（上記a）。

また、■■市における福祉手当は、月額■■円であることから（前提事実オ）、収入申告をしたとしても収入認定から除外されていたと解されるが（次官通知第8 3（3）ケ参照）、収入認定されなかったからといって収入申告をしなくていいことにはならない（上記4（1）イ）。

そもそも、福祉手当と障害基礎年金は一見して異なる収入であって、両者を同視できるものではないことは明らかである。

したがって、請求人の、障害年金収入を福祉手当と同様に考えて申告不要と誤認していた旨の主張は認めることができない。

- c 請求人は、本件障害年金収入が入金される本件口座は、請求人が本件処分時の住所の賃貸借契約時に作成したものであり、福祉事務所長も認識していた口座であると主張する。

確かに、保護開始時の調査において、本件口座はなく（前提事実ウ）、本件処分時の住所の賃貸借契約書上、本件口座と同じA金融機関B支店の賃貸人名義の口座が家賃の振込先口座として指定されている（前提事実キ）ことは認められる。

しかし、上記の事情から、福祉事務所長が、本件口座を当然に認識することができるものではなく、資産申告書においても申告されていないのであるから（前提事実コ）、他に本件口座について、福祉事務所長が認識していたと評価できる事情は見当たらない。

ウ 本件処分における徴収金額について

- (ア) 法第78条第1項による徴収額は、必要最小限の実費を除き、不正受給額を全額決定するものであるところ（問答集問第13-23）、本件における不正受給額は、不正な手段により保護を受けた期間（本件障害年金を得たにもかかわらず、これを申告せずに保護を受けていた期間。平成27年12月から平成30年5月まで。なお、平成30年6月以降は別途収入認定されている。）に処分庁が支弁した保護費（6,101,810円）のうち、本件障害年金による収入額（1,949,449円）を限度とする額である。

本件障害年金収入を得るに当たり、請求人には、何らかの必要経費が生じている可能性はある。

しかし、請求人は、処分庁からの度重なる収入申告の求めに応じなかったものであり、他に処分庁は、具体的な必要経費の有無及び額につ

いて把握し又は調査することができた事情は認められない。

よって、本件において、処分庁が、実費を控除せず、不正受給額を1,949,449円としたことに誤りはなく、その全額が徴収の対象となる。

(イ) さらに、処分庁は不正受給額に100分の40を乗じた額を加算して徴収額を決定している。そこで、以下、この加算の適否について検討する。

まず、請求人は、上記イで検討したとおり、収入申告書に本件障害年金について記載せず、虚偽の申告となったことは確かである。しかしながら、事実の経過をつぶさに見てみると、それが加算基準①にいう意図的な虚偽記載があったとまでは俄かに断じ難い。次に、請求人は、本件障害年金に係る書類の提出に応じていない（前提事実サ・チ・ト・ニ）が、これはあくまでも福祉事務所長が障害年金受給を把握した後のことであり、法第78条の適用基準①に該当することはともかく、加算基準②にいう「必要な調査に協力しない」とは認めがたい。そうすると、請求人の行為のうち加算基準に明確に該当するといえるのは、本件未申告に係る不正受給期間が本件障害年金の受給を開始した平成27年12月から平成30年5月までの2年6か月に及んだことが、「不正受給期間が長期にわたる」という点のみである（加算基準③）。

これに対して、処分庁は、平成27年5月20日に請求人から身体障害者手帳の等級が1級になった旨の報告を受けた事実が認められる（前提事実ク）。

この点、身体障害者手帳の等級が腎臓機能1級の障害の状態であれば、障害年金2級が受給できる相当程度の可能性があるといえる。そうすると、請求人から身体障害者手帳の等級が1級になった旨の報告を受けた処分庁とすれば、請求人が障害年金を受給している可能性について予見することが可能であったといえる。しかるに処分庁は、平成30年5月8日に年金所管課に確認して請求人が障害年金を受給していることが判明するまで（前提事実サ）、障害年金の受給の把握に努めた事実は認められない。

以上のような福祉事務所長の障害年金受給の把握に係る対応を総合的に考慮すれば、たとえ加算基準に該当する項目が1項目あったとしても、法定上限である100分の40を加算することは、加算制度という不正受給を防止する制度目的との関係において均衡を失するものであり、容認できるものではない。

(ウ) よって、処分庁が、不正受給額を1,949,449円としたことに違法又は不当な点はないが、1,949,449円を超える加算額779,779円(=1,949,449円×40/100)の部分を法第78条第1項により決定したことは、違法である。

エ その他の請求人の主張について

請求人は、本件障害年金に係る金銭を全部消費した後に返還を求められることについて免除してほしいと主張するが、法第78条第1項による徴収額は、相手方の資力を考慮することなく決定されるべきものとされているから(問答集問13-25)、請求人の当該主張は採用できない。

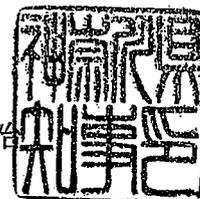
オ 以上のことから、本件処分は、1,949,449円を超える限度において違法である。

#### (4) 結論

以上のとおり、本件審査請求について、本件処分の費用徴収金額のうち1,949,449円を超える部分については、理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、これを取り消す。

令和3年3月5日

神奈川県知事 黒岩 祐治





審理員意見書

令和2年5月29日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県審理員 虎頭 俊之

神奈川県審理員 小林 文子



行政不服審査法（平成26年法律第68号）第42条第2項の規定に基づき、審査請求人  
■■■■が、令和元年■■月■■日付けで提起した処分庁 ■■■■市長による生活保護費用徴  
収金決定処分についての審査請求（令和元年度（審）第91号）の裁決に関する意見を別紙  
のとおり提出する。

別紙1において、個人名等を次のとおり呼称する。

- 1 審査請求人 ■■■■を「請求人」という。
- 2 処分庁 ■■■■市長を「処分庁」という。
- 3 ■■■■市福祉事務所長を「福祉事務所長」という。





別紙1

1 結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 事案の概要

(1) 事案の概要

本件審査請求は、処分庁が、令和元年10月29日付けで行った生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第78条第1項に基づく生活保護費用徴収金決定処分(以下「本件処分」という。)に対し、請求人が、その取消しを求めて提起したものである。

(2) 本件に係る法令等の規定

別紙2のとおり。

(3) 前提事実

当事者間に争いのない事実及び証拠上容易に認められる事実は、以下のとおりである。

ア 請求人は、■■■■市に居住し、本件処分時において、福祉事務所長により法に基づく保護を実施されている者である。

イ 処分庁は、法第78条第1項に基づき生活保護費用徴収金決定を行う者であり、福祉事務所長は、法第19条第4項及び委任規則第2条第1号の規定により、保護の実施機関である■■■■市長(処分庁)から、法第24条に規定する申請による保護の開始及び変更に関する事務等の委任を受けた者である。

ウ 平成15年■■月■■日を実施年月日として、福祉事務所長は、請求人に対し、法に基づく保護を開始した。

なお、福祉事務所長が、保護開始にあたり、請求人名義の銀行口座について法第29条に基づく調査を行った際には、A金融機関B支店に請求人名義の口座はなかった。

エ 平成18年■■月■■日付けで、請求人は、身体障害者手帳4級の交付を受けた。

オ 平成25年4月2日付けで、福祉事務所長は、請求人から、福祉手当(月額■■■■円)の収入がある旨の収入申告書を収受しており、他に平成27年4月1日付けでも、同様の収入申告書を収受している。

カ 平成27年■■月■■日付けで、請求人は、身体障害者手帳1級の交付を受けた(等級変更)。

キ 平成25年4月25日、福祉事務所長は、請求人から、本件処分時の住所地における賃貸借契約書を収受した。

同貸借契約書上、家賃の支払方法について、A金融機関B支店の貸借人名義の口座への銀行振込と指定され、同口座が表記されている。

- ク 平成27年5月20日、福祉事務所長は、請求人から、身体障害者手帳の等級が1級になった旨の報告を受け、障害者加算の認定を求める保護変更申請書を收受した。
- ケ 平成28年4月1日付け、平成29年5月9日付け及び平成30年4月3日付けで、福祉事務所長は、請求人から、それぞれ当年分の「収入（無収入）申告書」を收受した。

同申告書の様式には、「働いて得た収入」のほか、「その他の収入」欄があり、その種類として「国民年金」、「厚生年金」、「厚生年金基金」、「雇用保険」、「福祉手当」、「児童扶養手当」、「仕送り」、「その他（ ）」等があらかじめ印字されており、その有無について「○」で囲んだ上で、「有」の場合は、当該収入を得ている者の氏名や年額（又は月額）を記入するものとなっているが、いずれの収入申告書についても、年金収入を含む「その他の収入」欄には「無」に○が付けられ、本件障害年金について何ら記載されていなかった。

- コ 平成29年1月23日、平成29年5月9日及び平成30年4月4日の各日、請求人は、福祉事務所長に対し、資産申告書を提出した。同申告書中、預貯金の貯金先を記入する欄には、C銀行の口座（生活保護費の振込先口座）のみが記載されていた。
- サ 平成30年5月8日、福祉事務所長は、請求人の介護保険料が年金から特別徴収されていることを把握したため、年金所管課に確認したところ、請求人が障害年金を受給していることが判明した。

同日後刻、福祉事務所長は、来所した請求人に対し、年金について確認したところ、障害基礎年金（以下「本件障害年金」という。）の受給については認めたが、収入申告が必要であること及び収入充当又は返還が必要になることは知らなかったとの発言があったため、福祉事務所長は、改めて法の趣旨について説明を行い、受給開始から現在までの本件障害年金収入について、年金振込通知書、年金証書、通帳の写しを添えて、速やかに収入申告をするよう指導した。

これに対して、請求人は、通帳の写しの提出については拒否し、年金振込通知書については探して後日提出することを検討するとの回答をした。

- シ 平成30年6月7日、福祉事務所長は、請求人宅を訪問した際、請求人から、本件障害年金に係る振込通知書を後日持参し、収入申告するとの話を聴取した。
- ス 平成30年6月末以降、福祉事務所長は、請求人に対し、本件障害年金の収入申告について指導するため、複数回にわたり請求人宅又は請求人の携帯電話に架電したが、呼び出し音のみで応答がなく（少なくとも、同年7月12日、30日、31日、8月1日、2日、9日）、応答があった同年7月3日は、来客中のため折り返すとのことであったが、折り返しの電話はなかった。
- セ 平成30年7月24日、福祉事務所長は、日本年金機構から、法第29条に基づく調査に対する回答書を收受し、これにより、次のとおり、請求人が本件障害年金を受

給している事実を確認した。

年金の種類 障害基礎年金

受給権発生日 平成27年9月7日

支払日

平成27年12月15日	130,016円	(初回支給)
平成28年2月15日	130,017円	
平成28年4月15日	130,016円	
平成28年6月15日	130,016円	
平成28年8月15日	130,016円	
平成28年10月14日	130,016円	
平成28年12月15日	130,016円	
平成29年2月15日	130,020円	
平成29年4月14日	130,016円	
平成29年6月15日	129,883円	
平成29年8月15日	129,883円	
平成29年10月13日	129,883円	
平成29年12月15日	129,883円	
平成30年2月15日	129,885円	
平成30年4月13日	129,883円	
平成30年6月15日	124,583円	

ソ 平成30年8月17日、福祉事務所長は、日本年金機構から、法第29条に基づく調査に対する回答書を收受し、これにより、本件障害年金の振込口座はA金融機関B支店の口座（以下「本件口座」という。）であり、以前に請求人から提出された資産申告書（前提事実コ）で申告されていない口座であることを確認した。

タ 平成30年8月9日、福祉事務所において、本件障害年金収入が未申告であることを理由に法第78条を適用することについてケース診断会議が実施され、次のとおりとするとの結論に至った。

(ア) 平成27年9月7日から平成30年5月31日までの本件障害年金収入に係る法第78条の適用について、請求人に対し今後指導を行い、請求人の対応により徴収額を決定する。

(イ) 平成30年6月以降に受給の年金額については収入認定を行う。

(ウ) 平成30年6月以降の扶助費過払額については、地方自治法施行令第159条を適用し、同年9月以降扶助費への収入充当を行う。

チ 平成30年8月30日、福祉事務所長は、請求人に対し、提出を求められた申告書及び資料について速やかに提出すること、連絡するよう指示を受けた場合は速やかに連絡すること等について、口頭指導を行った。

その際、請求人は、福祉事務所長に対し、次の内容を主張した。

- ・ 本件障害年金の収入申告をしなかったのは、悪意ではなく、勘違いである。障害年金の受給以前、■■■■市の障害者福祉手当（月額 ■■■■円）の収入申告について問い合わせたところ、当時の担当ケースワーカーから申告は不要と言われたため、障害年金も同じ扱いだと勘違いしていた。
  - ・ 毎年の資産申告書に障害年金の受給口座である本件口座の申告をしなかったことについては、隠す意図はなく、生活口座のみ申告すればよいと思っていた。
  - ・ 福祉事務所長において調査を行い、請求人の資産（預貯金・年金）を把握しているなら、収入申告を行う意味がないから拒否する。
  - ・ 福祉事務所長からの電話が繋がらなかったという点については、電話の故障が先月からあったことや、たくさん電話がかかってくるので応じない場合もあり、故意ではない。
  - ・ 年金の収入申告が必要である旨の説明を福祉事務所長から受けたのは、平成30年6月7日に請求人宅を訪問したときの1回のみであり、同年5月8日にはその説明は受けていない。
- ツ 平成30年9月13日、福祉事務所において、徴収額の決定に際して不正受給額の1.4倍を加算額として加えること（法第78条第1項）の可否についてケース診断会議が実施され、同月28日までに本件障害年金の収入申告書及び資産申告書の提出があれば、加算額は加えないとの結論に至った。
- テ 平成30年9月28日までに、請求人から、本件障害年金についての収入申告書及び資産申告書は提出されなかった。
- ト 平成30年10月12日、福祉事務所長は、来所した請求人に対し、本件障害年金についての収入申告をするよう求めたところ、本日は資料がないため提出できず、提出する意思もなく、本日時点では、後日提出する意思もないが、気が向けば提出するかもしれない、との話を聴取した。
- ナ 平成30年10月25日、福祉事務所において、徴収決定額を不正受給額の1.4倍とすることの可否についてケース診断会議が実施され、収入申告及び資産申告の提出について指導指示を行った後、その結果を踏まえて、徴収額を検討するとの結論に至った。
- ニ 令和元年6月12日、福祉事務所長は、来所した請求人に対し、本件障害年金収入について申告するよう求めたところ、請求人は、障害者福祉手当の延長線上にあるものとして申告は不要と考えており、福祉事務所の職員からも申告するよう指導はなかったから、申告は行わないと主張した。
- ヌ 令和元年8月8日、福祉事務所において、徴収決定額についてケース診断会議が実施され、100分の40を乗じた額で法第78条を適用するとの結論に至った。
- ネ 令和元年10月24日、福祉事務所において、未申告の本件障害年金収入の取扱いについてケース診断会議が実施され、追徴額を加算して、速やかに78条に基づく生活保護費用徴収金決定処分を行うとの結論に至った。

ノ 令和元年10月29日付けで、処分庁は、請求人に対し、請求人が障害年金を受給していたことが判明したことを理由として、加算額（40/100）を加え、次の内容の生活保護費用徴収金決定処分（本件処分）を行った。

収入額	1,949,449円
必要経費	0円
加算	779,779円（=1,949,449円×40/100）
徴収額	2,729,228円

なお、平成27年12月（本件障害年金の受給開始月）から平成30年5月までに処分庁が請求人に対して支給した保護費（医療扶助費及び介護扶助費を除く。）は6,101,810円である。

ハ 令和元年■月■日付けで、請求人は、神奈川県知事に対し、本件処分の取消しを求めて本件審査請求を提起した。

ヒ 一般に、障害基礎年金に係る各手続に用いられる書面の表題は次のとおりである。

- (ア) 請求書…「年金請求書（国民年金障害基礎年金）」
- (イ) 障害年金の決定通知書…「国民年金・厚生年金保険年金証書」
- (ウ) 年金額改定通知書…「国民年金・厚生年金保険 年金額改定通知書」
- (エ) 年金振込通知書…「年金振込通知書」（※通知書に年金の種類として「国民年金 障害基礎年金」と記載される。

### 3. 審理関係人の主張の要旨

#### (1) 請求人の主張の要旨

次の理由により、本件処分の取消しを求める。

- ア 本件処分は受け入れられない。本件処分は免除してほしい。
- イ 福祉事務所では、請求人という人間を悪意的に捉えて、ケース診断会議がなされている。
- ウ 現実に請求人が障害年金を受け取っていたことは否定しないが、全部消費した後に返せと言われることに対しては、免除してほしい。
- エ 障害年金を受けていることを隠したことは一度もなく、障害年金を受給しているかと尋ねられたときには受けていると素直に答えている。書類を提出するように言われたことについては、そのときなかったものは出せないで出していない。
- オ 福祉事務所長からの問いかけは、これまでずっと「国民年金は受けていますか」というものであり、国民年金は今現在も受けていないから、受けていないと言ってきた。
- カ （本件障害年金の振込先である）A金融機関の通帳を作成したのは、請求人が今のアパートに移ったときであり、その契約時、福祉事務所の職員と一緒に不動産屋に行っているから、福祉事務所長は当該口座があることを知っているはずである。隠していたわけではない。

キ 請求人は福祉事務所長から提出するよう言われた書類について、あるときは出すし、ないときは出さないが、福祉事務所長において調査をして分かっていると言われたときには、提出の必要がないでしょうと請求人は言っている。こういうやり取りに至るまでに、請求人は、現状がわかるように、通帳に記帳して福祉事務所長に話に行っているのだが、これを福祉事務所長がコピーするとか渡すとかいうようなやり取りになっていない。

ク 請求人が身体障害者4級のとき、          市から障害者福祉手当を          円ずつ支給されていた。最初に支給されたときに収入申告をしたところ、当時の担当ケースワーカーから、これについては申告しなくてよいと言われた。年間          円で申告しているはずであるが、その申告はしなくてよいと言われたから、当時、身体障害年金という言葉で聞かれたことは一度もなかったので、請求人の口からわざわざ障害年金を受給していると言うこともなかった。

ケ 福祉事務所長から、障害年金の受取口座はどの口座かと聞かれたことはないが、それは福祉事務所長が調べて知っているから聞かないのであろう。そう聞かれて、請求人がそのような口座はないと言ったら、隠しているということになるかもしれないが。

コ 処分庁は、請求人が不実の申請や不正な手段を使ったとしているが、請求人はそのようなことをしただろうか。請求人はそういう人間ではない。積極的に虚偽の事実を告げたことや、消極的に事実を故意に告げないというようなことがあっただろうか。書類を出せと言われたとき、まだ来っていない書類を出さなかっただけのことではないか。来ているはずだと言われても、来っていないものは来っていないし、請求人の来っていないという主張は虚偽だというふうに捉えられたらどうしようもない。

## (2) 処分庁の主張の要旨

次の理由により、本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

ア 生活保護制度では、被保護者の金品又は物品はまず保護基準により測定した被保護者の需要に充て、それでも被保護者の需要に足りない場合に、生活保護制度が不足分を支給するものであり、年金収入は当然にまず被保護者の需要に充てるべき金品にあたる。

イ そして、請求人は本件障害年金について法第61条の収入申告をせずに無収入との申告をただけでなく、生活保護開始後に開設した福祉事務所が存在を知らない口座に入金させた上、その口座の存在についても無資産を申告し、不正に生活保護費を受給したものである。

ウ 処分庁は、これら虚偽の申告及び福祉事務所長の知らない口座を利用して入金させることにより、長期間にわたる多額の年金受給を隠蔽していたことから、悪質な不正受給を判断し、法第78条を適用し、徴収する額に100分の40を乗じて得た金額を加算して、費用徴収金決定処分を行ったものである。

エ 請求人は、口座について処分庁が知っていたのではないかと主張するが、そのような記録はないので回答できない。処分庁において、請求人が申告していないという判断をしたのは、当該口座の作成後、請求人から何回か収入申告書、資産申告書を請求人から提出されたが、そこに当該口座の記載は一切なかったということによるものである。

オ 請求人は、処分庁が悪意を持って判断したのではないかと主張するが、処分庁は、提出された書類に、障害年金の振込先口座及び障害年金に係る収入の記載がないという事実、障害年金の収入申告をするようにとの指導を行ったにもかかわらず、本件処分時まで提出がなかったという客観的な事実に基づき判断したものであって、処分庁が請求人に対して悪意を持って決定したのではない。

カ よって、本件処分は、法上当然の処分であり、何ら違法・不当なものではない。

#### 4 理由

##### (1) 保護の補足性、程度の原則、被保護者の届出義務及び収入認定の取扱いについて

ア 法による保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを最低限度の生活の維持のために活用することを要件として（法第4条第1項）、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行われる（法第8条第1項）。

それゆえ、被保護者は、収入等について変動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長に届け出なければならない（法第61条）。

イ 法第61条の規定は、保護の実施機関又は福祉事務所長が職権による調査のみで被保護者の状況を把握することは困難なため、被保護者による届出を合わせて、適正な保護の実施を図ろうとするものである。

そして、被保護者が受ける種々の収入について、それを収入認定の対象とするか否かは、あくまで認定に係る問題に過ぎず、そもそも申告をしなくてよいことにはならない。

したがって、被保護者は、収入の種類や金額の多少にかかわらず、保護の実施機関又は福祉事務所長に対し、保護費以外の全ての収入について届け出る義務がある。

##### (2) 法第78条に基づく費用徴収決定

###### ア 法第78条第1項の適用について

法第78条に基づく費用徴収金決定は、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者に対して、保護費の全部又は一部を徴収するものであるが、ここにいう「不実の申請その他不正な手段」とは、積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠ぺいすることも含まれる（手引きIV3（1））。

そして、費用徴収通知3において、法第78条の適用基準が次のとおり示されている。

- ① 保護の実施機関が被保護者に対し、届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらず被保護者がこれに応じなかったとき
- ② 届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき
- ③ 届出又は申告にあたり特段の作為を加えない場合でも、保護の実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき
- ④ 課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書が虚偽であることが判明したとき

なお、問答集問 13-1 (答) ②においても、法第 78 条によることが妥当な場合として、上記①～④と同旨の基準が示されている。

イ 徴収金額の算定について

(ア) 法第 78 条第 1 項にいう「その費用の全部又は一部」について、「その費用の全部」とは、支給した保護費の全額が不正受給である場合をいい、「その費用の一部」とは支給した保護費のうち一部が不正受給である場合を言うものであるから、徴収額は、不正受給額を全額決定するものであり、法第 63 条のような実施機関の裁量の余地はないとされている(問答集問 13-22)。

(イ) 法第 78 条に基づく費用徴収額算定に当たって、収入認定の際に認められる控除について、収入の届出を行わず、不正に保護を受給した者に対しては、各種控除を適用することは適当ではなく、必要最小限の実費を除き、すべて収入額としてとらえ徴収の対象とすべきとされている(問答集問第 13-23)。

(ウ) 処分の相手方に資力がない場合については、相手方の資力を考慮することなく決定されるべきものとされている(問答集問 13-25)。

(エ) 法第 78 条は、本来の徴収額に加え、「その徴収する額に 100 分の 40 を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。」(法第 78 条第 1 項)と規定しており、費用徴収通知 4 では、この加算措置を適用することが妥当である場合の基準(以下「加算基準」という。)が次のとおり示されている。

- ① 収入申告書等の提出書類に意図的に虚偽の記載をする、又は偽造、改ざんするなど不正が悪質、巧妙であるとき
- ② 過去に保護費の不正受給を繰り返し行っていたり、必要な調査に協力しないなどの状況があるとき
- ③ 不正受給期間が長期にわたるものであるとき

なお、加算基準③の「不正受給期間が長期にわたるものであるとき」については、不正受給期間がおおむね 1 年以上を目安とすることが適当とされている(問答集問 13-26-2)。

(3) 本件処分の適法性について

ア 本件処分は、請求人が、本件障害年金(平成 27 年 12 月から平成 30 年 4 月入金

分まで)に係る収入を申告せずに(以下「本件未申告」という。)受給した保護費について、法第78条第1項に基づき、加算額を含めて徴収決定したものである。

イ 本件処分における法第78条第1項の適用について

(ア) 本件障害年金による収入は、法第4条にいう「資産、能力その他あらゆるもの」に該当し、保護を受ける要件として当然に活用すべき資力であって、申告する必要があるものである(法第61条参照)。

(イ) しかしながら、請求人は、本件障害年金の受給開始(平成27年12月。前提事実セ)以降に福祉事務所長に提出した収入申告書において、「国民年金」を含む「その他の収入」欄の「無」に○を付け、本件障害年金について何ら記載していない(前提事実ケ)。

(ウ) 当該請求人の行為は、本件障害年金収入の事実を申告しないという態様により、消極的に事実を故意に隠ぺい(手引きIV3(1))したものと認められ、これらの収入申告書に虚偽の内容が含まれていることは福祉事務所長の調査(年金所管課への確認)により判明したものである(前提事実サ)であるから、費用徴収通知3の④「課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書が虚偽であることが判明したとき」に該当し、法第78条第1項を適用する場合に当たる。

(エ) この点、請求人は、処分庁から本件障害年金の受給について問われたときにこれを認めており、本件障害年金について収入申告が必要であることは知らなかった(前提事実サ)として、本件障害年金を隠蔽する故意はなかった事情を縷々述べるが、次のとおり、いずれも認めることはできない。

a 請求人は、福祉事務所長から受給しているか問われていたのは「国民年金」であって、障害年金ではないと主張する

しかし、障害年金に係る手続において用いられる各書面には、「年金請求書(国民年金障害基礎年金)」、「国民年金・厚生年金保険年金証書」、「国民年金・厚生年金保険 年金額改定通知書」等、障害基礎年金が国民年金に含まれることが明記されており(前提事実ヒ)、請求人も当然にそのことを認識していたといえる。

そして、福祉事務所において用いられていた収入申告書の様式には、予め「国民年金」、「厚生年金」、「厚生年金基金」、「雇用保険」、「福祉手当」、「児童扶養手当」、「仕送り」、「その他( )」等の印字がなされており、これらに該当する収入がある場合はその申告を求める内容となっている。

したがって、請求人は、「国民年金」である本件障害基礎年金について、申告を求められていることは当然に認識していたと評価する他ない。

b 請求人は、■■■■市から受給していた障害者福祉手当について、以前に福祉事務所長から申告の必要はないと言われたため、障害年金についても同様に申告の必要性はないと誤認していたと主張する。

しかし、福祉手当について、福祉事務所長から上記のような説明を受けたとの事実は認められず、逆に、福祉事務所長は、収入申告書の様式上、福祉手当についても申告を求めていたことが明らかである(上記a)。

また、■■■■市における福祉手当は、月額■■■■円であることから(前提事実オ)、収入申告をしたとしても収入認定から除外されていたと解されるが(次官通知第8 3(3)ケ参照)、収入認定されなかったからといって収入申告をしなくていいことにはならない(上記4(1)イ)。

そもそも、福祉手当と障害基礎年金は一見して異なる収入であって、両者を同視できるものではないことは明らかである。

したがって、請求人の、障害年金収入を福祉手当と同様に考えて申告不要と誤認していた旨の主張は認めることができない。

- c 請求人は、本件障害年金収入が入金される本件口座は、請求人が本件処分時の住所の賃貸借契約時に作成したものであり、福祉事務所長も認識していた口座であると主張する。

確かに、保護開始時の調査において、本件口座はなく(前提事実ウ)、本件処分時の住所の賃貸借契約書上、本件口座と同じA金融機関B支店の賃貸人名義の口座が家賃の振込先口座として指定されている(前提事実キ)ことは認められる。

しかし、上記の事情から、福祉事務所長が、本件口座を認識することができないのは当然であり、資産申告書においても申告されておらず(前提事実コ)、他に本件口座について、福祉事務所長が認識していたと評価できる事情は見当たらない。

ウ 本件処分における徴収金額について

- (ア) 法第78条第1項による徴収額は、必要最小限の実費を除き、不正受給額を全額決定するものであるところ(問答集問第13-23)、本件における不正受給額は、不正な手段により保護を受けた期間(本件障害年金を得たにもかかわらず、これを申告せずに保護を受けていた期間。平成27年12月から平成30年5月まで。なお、平成30年6月以降は別途収入認定されている。)に処分庁が支弁した保護費(6,101,810円)のうち、本件障害年金による収入額(1,949,449円)を限度とする額である。

本件障害年金収入を得るに当たり、請求人には、何らかの必要経費が生じている可能性はある。

しかし、請求人は、処分庁からの度重なる収入申告の求めに応じなかったものであり、他に処分庁は、具体的な必要経費の有無及び額について把握し又は調査することができた事情は認められない。

よって、本件において、処分庁が、実費を控除せず、不正受給額を1,949,449円としたことに誤りはなく、その全額が徴収の対象となる。

(イ) さらに、処分庁は不正受給額に100分の40を乗じた額を加算して徴収額を決定しているところ、請求人は、上記イで検討したとおり、収入申告書に意図的に本件障害年金について記載せず虚偽の申告をしたと認められること、本件未申告に係る不正受給期間は、本件障害年金の受給を開始した平成27年12月から平成30年5月までの2年6か月に及ぶこと、請求人は、福祉事務所長から繰り返し本件障害年金に係る書類の提出を求められたにもかかわらず提出に応じないなど（前提事実サ・チ・ト・ニ）必要な調査に協力していないことが認められる。

以上のことから、本件未申告は、加算基準①～③のいずれにも該当する。

なお、加算基準②に関し、請求人は、福祉事務所長において調査をしてわかっている内容については、申告の必要がない旨を主張するが、収入申告は法第61条に規定される被保護者の義務であり、請求人の当該主張は独自の見解に過ぎず、採用できない。

(ウ) よって、処分庁が、不正受給額を1,949,449円、加算額を779,779円（＝1,949,449円×40/100）と算定し、合計2,729,228円を法第78条第1項による徴収金額を決定したことに違法又は不当な点は認められない。

エ その他の請求人の主張について

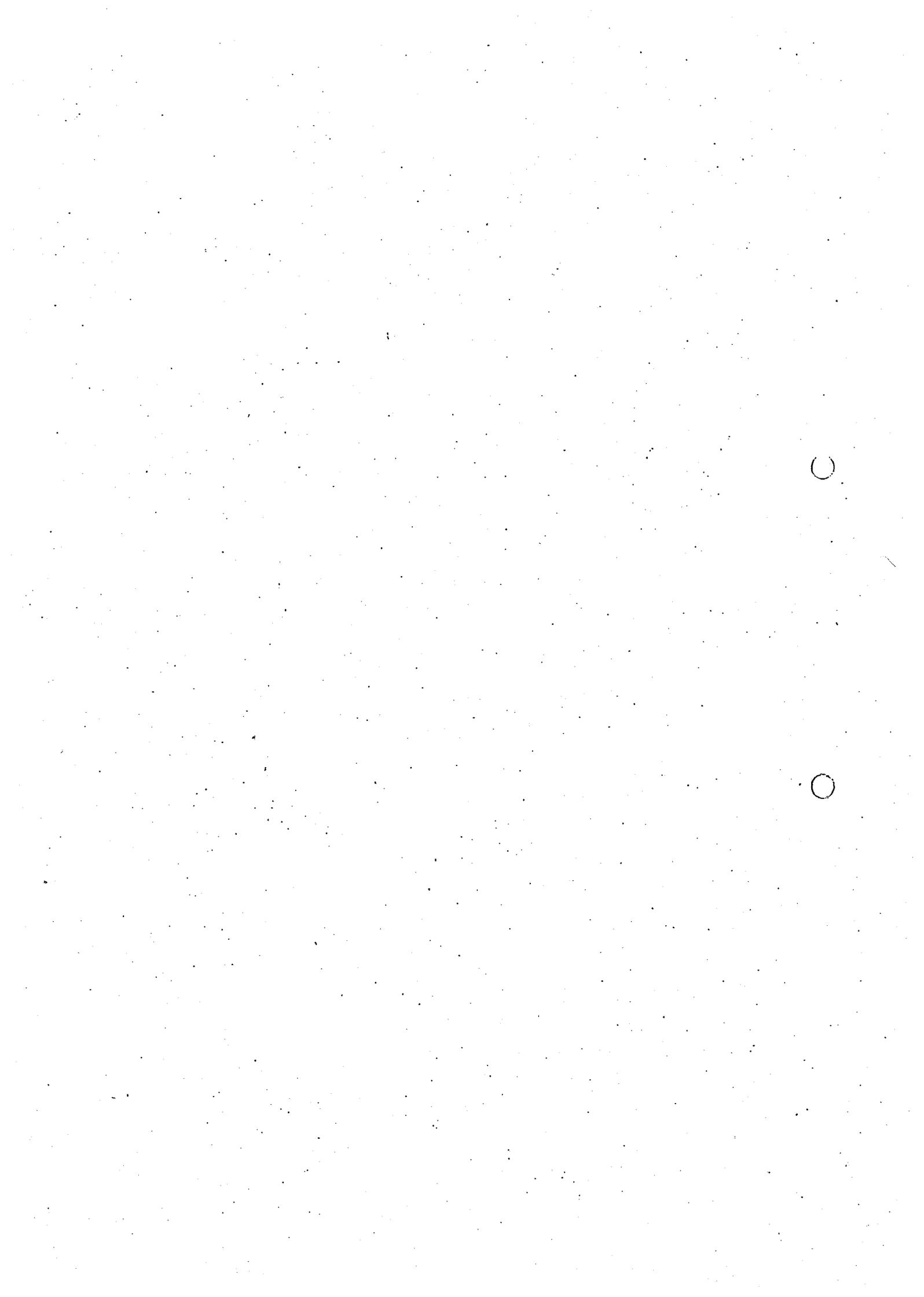
請求人は、本件障害年金に係る金銭を全部消費した後に返還を求められることについて免除してほしいと主張するが、法第78条第1項による徴収額は、相手方の資力を考慮することなく決定されるべきものとされているから（問答集問13-25）、請求人の当該主張は採用できない。

オ 他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

カ 以上のことから、処分庁は、法及び適法かつ適正と認められる関係通知等に基づき、本件処分を行ったものと認められるから、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

#### (4) 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。



別紙2

ア 法

(保護の補足性)

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2・3 【略】

(用語の定義)

第6条 この法律において「被保護者」とは、現に保護を受けている者をいう。

2 この法律において「要保護者」とは、現に保護を受けているとしないにもかかわらず、保護を必要とする状態にある者をいう。

3 この法律において「保護金品」とは、保護として給与し、又は貸与される金銭及び物品をいう。

4・5 【略】

(基準及び程度の原則)

第8条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

2 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。

(実施機関)

第19条 都道府県知事、市長（中略）は、（中略）この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。

一・二 【略】

2・3 【略】

4 前3項の規定により保護を行うべき者（以下「保護の実施機関」という。）は、保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に限り、委任することができる。

5～7 【略】

(資料の提供等)

第29条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、（中略）銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

一 要保護者又は被保護者であつた者 氏名及び住所又は居所、資産及び収

入の状況(後略)

二 【略】

2 【略】

(届出の義務)

第61条 被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に変動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。

(費用の徴収)

第78条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

2～4 【略】

(罰則)

第85条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者は、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。ただし、刑法(明治40年法律第45号)に正条があるときは、刑法による。

2 【略】

イ 生活保護法による保護の実施要領について(昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。別紙1において「次官通知」という。)

第8 収入の認定

収入の認定は、次により行うこと。

1・2 【略】

3 認定指針

(1) 【略】

(2) 就労に伴う収入以外の収入

ア 恩給、年金等の収入

(ア) 恩給、年金、失業保険金その他の公の給付(中略)については、その実際の受給額を認定すること。(後略)

(イ) (ア)の収入を得るために必要な経費として、交通費、所得税、郵送料等を要する場合又は受給資格の証明のために必要とした費用がある場合は、その実際必要額を認定すること。

イ～エ 【略】

(3) 次に掲げるものは、収入として認定しないこと。

ア～ク 【略】

ケ 心身障害児(者)、老人等社会生活を営むうえで特に社会的な障害を有する者の福祉を図るため、地方公共団体又はその長が条例等に基づき定期的に支給する金銭のうち支給対象者1人につき8,000円以内の額(月額)

コ～チ 【略】

(4)～(5) 【略】

#### 第10 保護の決定

保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、第8によって認定した収入(以下「収入充当額」という。)との対比によって決定すること。(後略)

ウ 生活保護法による保護の実施要領について(昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。別紙1において「局長通知」という。)

#### 第8 収入認定の取扱い

##### 1 定期収入の取扱い

(1)～(3) 【略】

(4) 恩給、年金等の収入

ア(前略)厚生年金保険法、(中略)国民年金法(中略)等による給付で、1年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。(後略)

イ 老齢年金等で、介護保険法第135条の規定により介護保険料の特別徴収の対象となるものについては、特別徴収された後の実際の受給額を認定すること。

(5) 【略】

2～4 【略】

エ 生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて(平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。別紙1において「費用徴収通知」という。)

1・2 【略】

##### 3 法第78条に基づく費用徴収決定について

(前略)法第78条の条項を適用する際の基準は次に掲げるものとし、当該基準に該当すると判断される場合は、法第78条に基づく費用徴収決定をすみやかに行うこと。

- ① 保護の実施機関が被保護者に対し、届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらず被保護者がこれに応じなかったとき
- ② 届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき
- ③ 届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、保護の実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき
- ④ 課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書が虚偽であることが判明したとき

(1)・(2) 【略】

4 不正受給に対する徴収金への加算

法第78条第1項又は第3項により、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、(中略)又は他人をして受けさせた者に対し、当該不正受給に係る徴収金の額に、100分の40を乗じた額以下の金額を加算して徴収することができることとしている。

当該加算措置を適用することが妥当であると考えられるものは、以下の状況が認められるような場合である。

- ① 収入申告書等の提出書類に意図的に虚偽の記載をする、又は偽造、改ざんするなど不正が悪質、巧妙であるとき
- ② 過去に保護費の不正受給を繰り返して行っていたり、必要な調査に協力しないなどの状況があるとき
- ③ 不正受給期間が長期にわたるものであるとき

当該加算措置を適用するか否かの判断に当たっては、不正の事実の発覚後、事実確認に協力的であることや不正に受給した金銭の返還に積極的に応じる意向を示すなどの状況についても合わせて考慮することとし、原則として保護の実施機関が設置するケース診断会議等において、総合的に検討を行う必要がある。(後略)

5・6 【略】

オ 生活保護行政を適正に運営するための手引について(平成18年3月30日社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。別紙1において「手引」という。)

IV 費用返還(徴収)及び告訴等の対応

(前略)

1~3 【略】

4 法第78条の適用の判断

(1) 法第78条の趣旨

(本文略)

注)「不実の申請その他不正の手段」とは、積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠ぺいすることも含まれる。(後略)

(2) 法第78条の適用

ア・イ 【略】

ウ 法第78条によることが妥当であると考えられるものは、具体的には以下の状況が認められるような場合である。

(ア) 届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらずそれに応じなかったとき

(イ) 届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき

(ウ) 届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、保護の実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき

(エ) 保護の実施機関の課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書等の内容が虚偽であることが判明したとき

○ したがって、例えば被保護者が届出又は申告を怠ったことに故意が認められる場合は、保護の実施機関が社会通念上妥当な注意を払えば容易に発見できる程度のものであっても法第63条ではなく法第78条を適用すべきである。

(後略)

(3) 不正受給額の確定

法第78条に基づく返還額の決定は、保護の実施機関ではなく、保護費(中略)を支弁した都道府県又は市町村の長が一方的に行うものであり、さらに法第78条による徴収額は、不正受給額の全額又は徴収する額にその100分の40を乗じて得た額を加算した額の範囲内で決定するものであって、法第63条のように保護の実施機関が徴収額から自立更生のために充てられる費用を控除する余地はない。(後略)

(4) 不正受給に対する徴収金への加算

法第78条では、保護費を支弁した都道府県及び市町村の長は、不正受給の徴収金に加え、徴収金に100分の40を乗じて得た額以下の金額を加算して徴収できることとしている。

このことから、特に悪質な不正受給があった場合等には不正受給を行った金額に加算して徴収することにより厳正に対処することとし、また、その判断に当たっては、原則ケース診断会議等を開催するなど、組織的な検討を行い決定する。(後略)

(5) 【略】

5～7 【略】

カ 生活保護問答集について(平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。別紙1において「問答集」という。)

問13-1 不当受給に係る保護費の法第63条による返還又は法第78条による徴収の適用

(問) 収入申告が過少であったりあるいは申告を怠ったため扶助費の不当な受給が行われた場合については、法第63条による費用の返還として取り扱う場合と法第78条による徴収として取り扱う行方の場合の二通りが考えられるが、どういふ場合に法第63条又は法第78条を適用すべきか、判断基準を示されたい。

(答) (前略)

② 法第78条によることが妥当な場合

- (a) 届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらずそれに応じなかったとき。
- (b) 届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき。
- (c) 届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき。
- (d) 課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書又は資産申告書が虚偽であることが判明したとき。

問13-22 法第78条の全部又は一部の解釈

(問) 法第78条にいう「その費用の全部又は一部」とは何をさすのか。

(答) 「その費用の全部」とは、支給した保護費の全額が不正受給である場合を言い、「その費用の一部」とは支給した保護費のうち一部が不正受給である場合を言うものである。

したがって、徴収額は、不正受給額を全額決定するものであり、法第63条のような実施機関の裁量の余地はないものである。

問13-23 法第63条・法第78条と控除

(問) 法第63条及び法第78条の返還対象額を算定するにあたり、収入認定の際に認められる控除について適用することはできるか。

(答)

(1)・(2) 【略】

(3) 法第78条を適用する場合

保護の実施要領に定める収入認定の規定は、収入状況について適正に届出が行われたことを前提として適用されるものである。

したがって、意図的に事実を隠蔽したり、収入の届出を行わず、不正に保護を受給した者に対しては、各種控除を適用することは適当ではなく、必要最小限の実費を除き、全て徴収の対象とすべきである。(後略)

問 13-25 法第 78 条による費用徴収と資力との関係

(問) いわゆる不正受給について、法第 78 条に基づいて費用を徴収すべき場合、相手方に資力がないときはどう取り扱うべきか。

(答) (前略) 法第 78 条に基づく費用の徴収は、相手方の資力にかかわらず決定されるべきものである。(後略)

問 13-26-2 不正受給に対する徴収金への加算

(問) 不正受給に対する徴収金への加算に係る取扱いについては、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」(平成 24 年 7 月 23 日社援保発第 07 23 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)により示されているが、「不正受給期間が長期にわたるものであるとき」とは、どの程度の期間を目安として判断すべきか。

(答) 徴収金への加算は、特に不正が悪質、巧妙である場合等に、いわば行政上の秩序罰としての趣旨で行うものである。不正受給期間が長期にわたる場合には、収入申告の機会等が少なくとも複数回あり、その度に意図的に事実を秘匿するなど不正行為を行っていたこととなる。また、不正受給金額も多額になることが考えられる。そのため、年に 2 回以上は訪問調査が行われ、また収入がない場合であっても少なくとも年 1 回は収入申告書の提出を行わせることとしていることからすれば、おおむね 1 年以上を目安とすることが適当であると考えられる。

しかしながら、不正受給に対する徴収金への加算は、不正受給事案の内容に応じて適用するものであることから、期間だけに着目して適用することは妥当ではなく、その他の状況をも勘案した上で総合的に判断することとされたい。

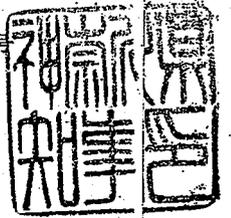
キ ■■■市福祉事務所長委任規則(昭和■■年■■市規則第■■号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 19 条第 4 項(中略)の規定により市長の権限に属する事務の一部を■■市福祉事務所長(以下「福祉事務所長」という。)に委任することについて必要な事項を定めるものとする。

(委任事務の範囲)

第 2 条 次に掲げる事務を福祉事務所長に委任する。



## (1) 生活保護法

- ア 生活保護法(以下この号において「法」という。)第24条に規定する申請による保護の開始及び変更に関する事。
- イ 法第25条に規定する職権による保護の開始及び変更に関する事。
- ウ 法第26条に規定する保護の停止及び廃止に関する事。
- エ 法第27条に規定する被保護者に対する必要な指導及び指示並びに法第27条の2に規定する要保護者に関する相談及び助言に関する事。
- オ 法第28条に規定する要保護者に関する報告、立入調査及び検診の命令並びに申請の却下又は保護の変更停止若しくは廃止に関する事。
- カ 法第30条から第37条までの規定による保護の方法に関する事。
- キ 法第48条第4項に規定する保護施設の長の届出の受理に関する事。
- ク 法第55条の4に規定する就労自立給付金の支給に関する事。
- ケ 法第62条第3項及び第4項に規定する保護の変更、停止又は廃止及びその手続に関する事。
- コ 法第63条の規定による被保護者の返還する金額の決定に関する事。
- サ 法第76条第1項に規定する遺留金品の処分に関する事。
- シ 法第80条に規定する保護金品の返還の免除に関する事。
- ス 法第81条に規定する後見人の選任の請求に関する事。

(2)～(5) 【略】